

第 1 2 9 1 回 東京都 建築 審査 会
同意 議案

同意議案

開催日時 平成30年10月1日 午後1時41分～午後2時31分
開催場所 東京都庁第二本庁舎31階 特別会議室21

| | | | |
|-----|----|-----------------------|----|
| 出席者 | 委員 | 佐々木 | 宏 |
| | 〃 | 野本 | 孝三 |
| | 〃 | 有田 | 智一 |
| | 〃 | 寺尾 | 信子 |
| | 〃 | 笹井 | 俊克 |
| | 〃 | 関 | 葉子 |
| | 幹事 | 青柳市街地建築部長 | |
| | 〃 | 金子多摩建築指導事務所所長 | |
| | 書記 | 渡邊市街地建築部調整課長 | |
| | 〃 | 高橋市街地建築部建築企画課長 | |
| | 〃 | 曾根市街地建築部建築指導課長 | |
| | 〃 | 蓮見都市づくり政策部緑地景観課景観担当課長 | |
| | 〃 | 小峰多摩建築指導事務所建築指導第一課長 | |
| | 〃 | 鈴木多摩建築指導事務所建築指導第二課長 | |
| | 〃 | 船橋多摩建築指導事務所建築指導第三課長 | |

○佐々木議長 それでは、同意議案の審議に入りたいと思います。本日は、傍聴人はいらっしゃらないということですのでよろしいですね。

○渡邊書記 はい。

○佐々木議長 それでは、事務局から同意議案についての説明をお願いします。

○渡邊書記 最初は建築指導課が所管いたします同意議案の説明となります。

○曾根書記 議案第11号についてご説明をいたします。

建築主は港区で、建築敷地は港区赤坂9丁目142-10ほかで、地域地区等及び建築物の概要は議案書記載のとおりです。

資料の2ページ、許可申請理由書をご覧ください。本計画は、港区立赤坂中学校の建て替えに伴い、都道赤坂杉並線を挟んで向かい側に立地する赤坂小学校とともに、赤坂地区における小中一貫校として施設の再編を行うものです。南北の校舎を一体的に利用するに当たり、道路上空通路を設置するため、建築基準法第44条第1項第4号の許可申請がなされたものでございます。

4ページ、案内図をご覧ください。計画地は東京メトロ千代田線乃木坂駅から約300m東側に位置し、東京ミッドタウンに隣接しております。図面の中のピンク色の部分が道路上空通路の許可申請対象部分です。

5ページをご覧ください。中央の赤い点線でお示しする区域が小中一貫校の計画敷地です。計画敷地が属する用途地域等ですが、薄い緑色の第二種中高層住居専用地域、容積率は300%の地域と、薄いオレンジ色の第二種住居地域、容積率が400%の地域の2つの地域にまたがっております。建蔽率はいずれの地域においても60%です。

6ページをご覧ください。計画の概要です。右側の配置図をご覧ください。都道赤坂杉並線の上空にあります道路上空通路が許可対象であり、この上空通路を含んでピンク色で着色した部分を小中一貫校の一部として申請上取り扱うこととしております。上空通路の接続先であります道路の北側、赤坂小学校では、黄色の部分を別途増築し、道路上空通路と接続させる予定です。

7ページをご覧ください。配置図です。ピンク色の部分が許可対象部分です。

続きまして、8ページからは平面図となっております。17ページまで立面図、断面図と続きます。

続きまして、ページが飛びますが、21ページをご覧ください。上空通路の平面詳細図です。ピンク色の部分が道路上空部分、緑色の部分が小中一貫校、水色は既存の小学校に接

続するために増築する部分です。

24ページをご覧ください。上空通路詳細図です。上段の断面図にお示ししますとおり、デッキを支える柱は道路内には設けない計画とし、路面から通路下端までの高さは10.29mとしております。

25ページをご覧ください。部分断面図です。上空通路の側面は壁面または合わせガラスの嵌め殺し窓とし、落下物対策としております。また、上空通路の有効幅員は、児童・生徒の登下校、授業間の行き来での利用などに必要な2.5mとしております。

31ページをご覧ください。都道西側からの外観透視図です。今回の上空通路は、道路面から十分に高い位置に設置するため見通しが阻害されることはなく、視認性を確保しております。

以上、ご説明してまいりました上空通路の仕様につきましては、資料32ページ以降に添付しておりますチェックリストにおいて、建築基準法施行令、道路の上空に設ける通路の許可基準、道路占用許可基準のいずれの項目にも適合していることがご確認をいただけます。

議案書の「調査意見」にお戻りください。議案書2枚目でございます。以上により、本計画は、建築基準法施行令第145条第2項第3号及び同条第3項の規定に該当することから、同法第44条第1項第4号の規定に基づき、安全上、防火上及び衛生上他の建築物の利便を妨げ、その他周囲の環境を害するおそれがないと認め、許可したいと考えております。

なお、本年9月4日に東京都路上建築物等連絡協議会を開催し、警視庁、東京消防庁、道路管理者であります東京都建設局の各関係機関と本計画案について協議を行い、了承をいただいております。

ご説明は以上でございます。

○佐々木議長 それでは、ただいまのご説明について、委員の方からご質問、ご意見がありましたらお願いします。

○野本委員 3点ほどお聞きしたいんですけども、まず、図面の10ページをご覧ください。今回の上空通路を通過して両敷地というか、両建物を行き来するんですが、赤坂小学校のほうに取りついて、これは出入りが普通教室に出入りするようになっているんです。これは今回の許可と直接関係ないかもしれないんですけども、普通教室に出入りで使用上差し支えないのかなと思ったのが1点。

2点目は、図面のP26というのをご覧いただきたいんですけども、ここに上空通路の断面図が出ているんですが、これはスロープになっていて、右側のほうを見ると、スロープのところは床から開口部まで40cmということで、かなり低いんですけども、これで普段歩行するのに安全は大丈夫でしょうかというところが2点目。

3点目は、37ページと39ページをあわせてご覧いただきたいんですけども、有効幅員が十分機能するかどうかについての分析資料があるんですが、時間帯等によって、ランチルーム利用のときは約300名が行き来するということですが、2.5mの幅で通行は支障なくできるのでしょうか。39ページのほうにそのより詳細なものがあって、625mmの幅でもって4列ですから、片側2名同時、反対側2名通っても行き来できるということですが、正直言って625だと実際に歩くとかなりしんどくて、ただ立つだけだったら可能ですが、なかなか厳しいのではないのかなど。多少の渋滞があっても大丈夫だということなのかどうか。その辺、3点をお聞かせください。

○佐々木議長 お願いします。

○曾根書記 3点ご質問いただいたんですが、まず2点目の26ページのほうですが、図面の右側です。手すりがございますことから、近寄れてもここまでということございまして、その横のペリメーターカウンターというのでしょうか、こちらのほうまでは生徒さんは近寄らないということですので、この手すりが1つのストッパーになっているのかなど考えております。しかも、有効幅員は手すりの内側で2,500とれておりますので、この面からも支障はないかなど考えております。

それから、最後の幅員のご質問ですが、幅員から言えば、多分広ければ広いほどよろしいのかと思うんですけども、これが道路上空の通路でございますので、広くとることでむしろ交通管理者とか道路管理者のほうからのそういった制約もあると考えられまして、それで39ページのような4つのパターンを満たす幅員として、2.5mという幅員設定となっております。あと、聞くところでは、こちらの小中一貫校のほうで、右側の③児童・生徒の2人ずつのすれ違い歩行ということで、なるべく片側2人ずつで歩行するという指導を行っていくということは港区さんから聞いてございます。

幅員については以上でございまして、最初にご質問いただきました小学校への接続が普通教室に入るというご質問でございました。37ページ、図面の道路を挟んで上側が小学校になるんですけども、こちらをご覧いただきますと、教室に入ると薄オレンジ色で、非常に字が小さくて恐縮ですが、ホールと書いてあるのがご覧いただけますでしょうか。こ

ちらは普通教室とこのホールが可動間仕切りで区画されるということになっておりますので、ホールは廊下のような機能になるかと思っておりますので、直接普通教室のほうに入るということではなしに、そういったホールとか廊下のような位置づけのところに生徒さんが入っていくということになります。

以上の3点でございます。

○野本委員 3点のうち2点は了解しましたけれども、幅員のところですね。今回、基準法の改正の中でも、こういう建物と建物を結ぶ上空通路について、たしか緩和の方向が出ていたかなと。前に私が関わってやっている頃というのは、たしか1カ所しか許されなくて、幅は最高6mでしたっけ、6mが内のりだったのか、外側のあれだったのかは忘れましたが、どちらかという、こういう上空通路を厳しく規制する方向で決まっていたのが、今回、法改正で緩和の方向なのかなと思ったものですから。それで、私どもが主に審査するのは、下の道路の通行に支障がないような建築物かどうかということですが、若干視点は違うんですが、そういった点で学校間を渡る通路として有効かなと思った次第ですけれども、法改正のところを含めて教えていただければと思います。

○佐々木議長 事務局からお答えできますか。

○曾根書記 今回の計画におきましては、敷地条件ですとか接続できる場所が限られているということもございまして、それでこの1カ所、2.5mの有効幅員の通路という計画となっていると理解しております、直接の交通上、安全上、許可の審査範囲というところではございませんけれども、生徒さんの通行に関しては、この上空通路内で衝突などのことが起こらないように、もう1回港区さんのほうにはお伝えをしようかと思っております。

○佐々木議長 よろしいですか。ほかにご質問は……。

○寺尾委員 簡単な質問です。かなり高いところの廊下で、嵌め殺しのガラスということで、全体的な校舎の管理のことも関係するんですが、こういったガラスの清掃なんかは特別な業者がやるものなのでしょうか。もしご存じでしたら。

○佐々木議長 事務局からお答えをお願いします。

○曾根書記 25ページでアルミサッシ電解二次着色ということで、ガラスの製品としては、そんなに特殊なものではないと思っておりますので、通常のガラスメーカーさんのほうで製造されているものを使用すると思われま。

○寺尾委員 清掃。そうじの方です。

○曾根書記 大変失礼いたしました。外部からの清掃を定期的にするというふうには思うんですけども、特別な清掃方法ということでいらっしゃいますか。

○寺尾委員 深い意味はない。

○曾根書記 内部は手で拭けますけれども、外についても定期的にするというふうには思っています。

○佐々木議長 よろしいですか。では、関委員、お願いします。

○関委員 済みません、ちょっとずれる質問ですけども、これは通路でつなぐことによって、小学校と中学校というのが一の建築物になるという理解なのか、別の建築物という理解なのか、どちらでしょうか。

○佐々木議長 お願いします。

○曾根書記 6ページの計画概要をご覧くださいますと、上空通路ということで道路の上空になりますので、床面積とか、今おっしゃられたようなどちらの建物で見るかということになるかと思うんですが、今回の計画では、ピンク色で塗ってあります下側の小中一貫校のほうでこの上空通路を一体の建物と見ておまして、上側の赤坂小学校とは別棟ということでの計画となっております。それで、赤坂小学校のほうのこの図面のオレンジ色の増築部分については、床面積の点から、この増築を審査するのが港区のほうになりますので、ピンク色のほうを一体の建物と見て、今回、東京都の扱いとして建築審査会のほうに上程をさせていただいているものでございます。

○関委員 港区なり東京都なりで一の建築物に当たるかどうかということの判断基準のようなものというのは公にされていますか。

○佐々木議長 お願いします。

○曾根書記 一の建築物の公式的なものというのではなく、機能的にとりか、あとは外観とか使用勝手などを考えて、その都度、一体の建物と見るか、別棟と見るかというところを個別で案件ごとに判断しているという状況でございます。

○関委員 あくまでも意見ですけども、外観上、機能上、構造上、一体かどうかというところで結構争いになる。本件に関して言うと、行き来が結構予定されているということなので、機能上の一体性はかなり強くなるという前提だと思いますので、他の一般の民間の案件との平仄は今後意識していただく必要があるのかなど。要するに、これは一の建築物に当たりますよと今後何かで言ったときに、この事例をたまたま知っている人がいて、あそこは別扱いじゃないかということと言われると、少し平仄がとれない場合があるのか

など。極めて限定的な懸念ではあるんですけども、一応矛盾のない解釈はしていただけるといいのかなと思っています。

○佐々木議長 お願いします。

○曾根書記 今後、そのような一棟性の判断の際には、ご指摘いただいた点を慎重に判断していきたいと思っております。

○佐々木議長 よろしいですか。

今の点ですけども、一般的には、上空通路でつないでいるものでも、これは大体エキスパンションジョイントで切れていますので、別棟扱いしているほうが普通だと私は理解しているんですが、どうでしょう。

○曾根書記 床面積とか建築面積などは、どちらかの建物に入れないとはいけませんので、それは今回、下のほうの建物で入れ込んでいるということになります。通常これを1棟と見ていることはまずないと思うんですけども、どこかで切って別棟というふうにしている例は多いのではないかというふうには思います。

○佐々木議長 よろしいですか。

○関委員 裁判所の取り扱いですと、まだ確立された判例はないんですけども、まず開放廊下か閉鎖的な廊下か。閉鎖的な廊下だと一体性が肯定されやすい。あと、外観上明らかに雰囲気が違うものなのか、全体として統一感があるのかということも判断されますし、双方から行き来があるのかということも考慮されます。あと、通路の長さとか全体の高さとのバランスで、例えばタワーのようなもの2つで開放廊下1本とかだと否定される方向ですけども、閉鎖的な廊下で2層とつながると一棟性が肯定されやすくなるんですね。ですので、訴訟上でいくと、これは一の建築物ですと主張する場面のほうが多いんですね。どっちかというと違いますというのは少なく、それなりに高い建物で、1層しかつながってなくても一の建築物と認めたりしている事例もありますので、結局、ケース・バイ・ケースになっていて、自治体の解釈も、自治事務ということもありまして、かなりまちまちだと理解しております。

○佐々木議長 ありがとうございます。いずれにしても、先ほどお答えがあったように、今の関委員のご指摘も踏まえながら、最終的にはケース・バイ・ケース、適正な判断をしていただくということだと思っておりますが、本件についてはよろしいですかね。

ほかにご質問、ご意見はございますか。よろしいですか。

それでは、次の議案についてお願いします。

○曾根書記 続きまして、議案第12号についてご説明いたします。

建築主は三菱UFJ信託銀行株式会社、建築敷地は港区北青山1丁目で、地域地区等及び建築物の概要は議案書記載のとおりです。

議案書の「調査意見」をご覧ください。本計画は、平成8年に竣工した事務所及び附属自動車車庫を主要用途とする建築物において、首都直下地震等に備え、災害時に約3日間の非常用発電機の運転を継続させるため、オイルタンクの貯蔵容量を増量させる用途変更です。

建築敷地は第二種住居地域内にあり、既存建築物においては9,950ℓを貯蔵しておりますが、今回の変更により1万8,950ℓを貯蔵する計画であり、1万ℓを超える第三石油類の貯蔵が、建築基準法別表第二(へ)項により、第二種住居地域には建築することができないことから、法第48条第6項ただし書の規定による許可申請がなされたものです。

資料2ページの案内図をご覧ください。図面の上が北側になります。本計画地は紙面中央の赤線枠囲みでお示しする範囲であり、東京メトロ半蔵門線及び都営地下鉄大江戸線青山一丁目駅から200mほど西側に位置しております。計画地の北側は幅員10mの区道、南側は2項道路に接しております。

3ページをご覧ください。用途地域図で示すとおり、計画地は第二種住居地域で、周辺は商業地域、第一種住居専用地域に囲まれております。

4ページの周辺状況図をご覧ください。本計画地の周辺は、青色でお示しいたします事務所、赤色でお示しいたします店舗が多く立地しております。

5ページ、上位計画をご覧ください。2番目の東京都地域防災計画においては、「民間の活力も活用した防災拠点整備の促進」といたしまして、自家発電機設備の整備を促進することとしております。また、港区地域防災計画では、事業活動に対する被害の最小化と事業活動の継続を図るため、金融や製造、サービス等の事業活動を早期に復旧するため、事業者はBCPを策定する必要があることとしております。

6ページ以降は計画の設計図書となります。6ページ、配置図をご覧ください。屋上には燃料小出槽を配置しております。

1枚おめくりいただき、7ページ、地下2階平面図をご覧ください。赤色斜線でお示しております2つのオイルタンク室に屋内オイルタンクを貯蔵いたします。

次のページからは建物の図面をお示ししております。ページが飛びまして、20ページをご覧ください。屋上におけるオイルタンク詳細図です。赤色斜線でお示ししております燃

料小出槽には950ℓのオイルを貯蔵いたします。

21ページをご覧ください。地下2階のオイルタンク室の詳細図です。オイルタンク室には4,500ℓの主燃料槽を合計4基設置いたします。また、防火区画の壁で囲み、開口部は常時閉鎖式の特定防火設備とすることで安全性に配慮しております。さらに、高さ850mmの防油堤を室内に設置することで漏油対策を施しております。

22ページ、給油計画図をご覧ください。給油は敷地内に給油車を停車させることで近隣に対して配慮しております。

ページが飛びまして、30ページをご覧ください。港区への意見照会を行いましたところ、都市計画上支障ない旨の回答を受けております。

また、31ページのとおり、東京消防庁赤坂消防署からの同意も得ております。消防関係同意欄というところに「同意する」という判こが押してございます。

32ページをご覧ください。平成30年9月6日に公聴会を開催した結果、利害関係人の公述及び意見はございませんでした。

恐れ入りますが、冒頭の議案書にお戻りください。以上の理由から、本計画は、法第48条第6項ただし書により、第二種住居地域における住居の環境を害するおそれがないと認め、許可したいと考えております。

説明は以上でございます。

○佐々木議長 それでは、ただいまのご説明について、委員の皆様からご質問、ご意見がありましたらお願いします。

○野本委員 2点ほどお聞きしたいんですけども、まず1点が、許可申請理由書、右下のページで言うと1番に「消防協議手続き」と書いてあります。今回の安全措置として、2ポツ目のところに「防火区画を行うと共に、各区画毎に500mm以上の離隔を確保している」、それから次のポツで「屋内オイルタンク室内に防油堤を設け」ということで、今回は規定数量の2倍以下におさめるということかと思うんですけども、こういった数量のときに、こういった安全措置というのは大体常識的なものなのかどうなのかということが1点。

もう1点は、今回、第三石油類ということで、具体的にはA重油ですけども、基準の2倍以下というので、ごく雑駁な感じで言うと、A重油が2倍以下ぐらいだったらそんなに危険でもないのかなという思いも素人的にはあるんですけど、要するに、1万ℓを超えるというので許可する場合に、2万ℓまでだったらいいのか、あるいは地震のときの対応と

すれば、もっともっとたくさんあったほうが事業者側とすれば安心ということなんでしょうけれども、そういったときに、3倍ぐらいまでオーケーなのか、4倍ぐらいまでオーケーなのか、何か尺度をもし決めているのだったら、その辺を教えていただきたい。2点、よろしくをお願いします。

○佐々木議長 お願いします。

○曾根書記 安全措置に関しましては、ご説明はしなかったんですけども、危険物施設に関するチェックリストというものがございます。23ページから28ページまで、多くの項目についてチェックリストがございまして、全てこの基準に基づいて計画がなされておりますので、許可申請理由書に書いてありました離隔距離ですとか防油堤といった措置は、こういった危険物の貯蔵に関しては普通にやられるものであると考えております。

それから、貯蔵量に関するご質問ですが、多ければ多いほど安心という面はあるのですが、大体このような危険物の自家発電設備の許可を行う際、あるいは自家発電設備の考え方として、おおむね3日間は作動できることを目標にするケースが多いようでございます。この3日間というのは、大規模災害時にライフラインの復旧におよそ3日間かかるという想定があるようでございまして、この3日間何とか耐え得るぐらいの自家発電設備を作動させるための第三石油類の容量の設定というケースが多いようでございます。

○佐々木議長 よろしいですか。ほかに。

○関委員 また判断と直接関係ないことで恐縮ですが、わかれば教えていただきたいんですけども、まず、今の3日間というので、東京でも3日間で回復するものなのか。都心部で地震があった場合に、金融機関で3日分の電源で足りるのかなと正直ちょっと思ったんですが、これは、法令上はここまでしか備えられないので、やむを得ずということなんですかね。曖昧な質問で恐縮ですけども。

○佐々木議長 お願いします。

○曾根書記 法令上、48条の許可は、特に制限というのはございません。何万ℓだからだめとかという制限はないんですけども、許可の一定の範囲内の設定ということで、3日間ということにしております。まさにご指摘のとおり、東京で仮に首都直下地震が起こったときに、本当に3日間で回復するかというところは問題となってきますので、仮に非常用発電機の燃料が3日以上たって枯渇してしまったときの対応ですが、一応そのあたりはこちらの建築主のほうでも検討しておりまして、3日以上たちまして発電機の燃料が枯渇してしまった際にも補給可能な対応をとるということは、建築主のほうから確認はとって

ございます。

○関委員 ありがとうございます。

あともう1つ、こういう許可申請を私自身は初めて拝見したんですが、金融機関はどこでもこういう自家発電設備を備えているのか、それとも、この新青山ビルというのはサーバーとかがあって、ちょっと特殊なものなのか、もしおわかりになれば教えていただければと思います。

○佐々木議長 お願いします。

○曾根書記 例えば東京都内の全てのビルで自家発電設備を備えているかというところは、恐らくというお答えになってしまうんですが、全てではないと思います。ある程度大規模なビル、あるいは用途上、準公共的な機関ということで、自家発電設備を設置するというケースが多いと思われま。

今回、金融機関ということで、金融の例えばATMの機能ですとか、こういった非常時であっても、この会社の機能が停止することがあってはならないというようなことが許可申請理由書のほうにも書いてございまして、公共性の高い金融機関として、社会機能維持責任を果たすためというところが書いてございます。

それで、三菱UFJ信託銀行の本社は丸の内のほうにございますけれども、仮に本社ビル、丸の内のほうが機能停止に陥ったときであっても、こちらの新青山のほうで指揮命令系統を維持できるようにということで、もともと1996年の竣工時から自家発電設備は設置をしていたところでございまして、今回の審査会でもしご同意をいただければ、3日分の容量を兼ね備える自家発電設備にしたいというものでございます。

○佐々木議長 よろしいですか。

ほかにご質問、ご意見はございますか。よろしいですか。

それでは、次をお願いします。

○渡邊書記 続きまして、多摩建築指導事務所が所管をいたします建築基準法第43条第2項第2号に関する一括審査による許可同意基準に係る審査案件13件を読み上げます。この一括審査分の議案につきましては、その後あわせて質疑をお願いいたします。

それでは、読み上げさせていただきます。

整理番号1番、議案番号1013。建築主、XXXXXXXXXX。昭島市昭和町XXXXXXXXXX。一戸建て住宅でございます。

整理番号2番、議案番号1014。建築主、ダイワ住販株式会社。東大和市狭山5-1587-

6. 一戸建て住宅でございます。

整理番号3番、議案番号1015。建築主、株式会社リックス。東大和市中央4-1037-

7. 一戸建て住宅でございます。

整理番号4番、議案番号1016。建築主、[REDACTED]。多摩市大字和田[REDACTED]。一戸建て住宅でございます。

整理番号5番、議案番号1017。建築主、[REDACTED]。稲城市大字東長沼[REDACTED]ほか。一戸建て住宅でございます。

整理番号6番、議案番号1018。建築主、株式会社ファーストハウジング。稲城市平尾2-18-8。一戸建て住宅でございます。

整理番号7番、議案番号1019。建築主、株式会社ホーク・ワン。稲城市大字押立字中関805-17。一戸建て住宅でございます。

整理番号8番、議案番号2021。建築主、[REDACTED]。小金井市緑町[REDACTED]の一部。長屋でございます。

整理番号9番、議案番号2022。建築主、[REDACTED]。小金井市緑町[REDACTED]ほか。一戸建て住宅でございます。

整理番号10番、議案番号2023。建築主、[REDACTED]。小金井市本町[REDACTED]。一戸建て住宅でございます。

整理番号11番、議案番号2024。建築主、三絆地所株式会社。小平市花小金井1-793-7の一部。一戸建て住宅でございます。

整理番号12番、議案番号2025。建築主、[REDACTED]。東村山市諏訪町[REDACTED]。一戸建て住宅でございます。

整理番号13番、議案番号2026。建築主、[REDACTED]。東久留米市前沢[REDACTED]。一戸建て住宅でございます。

以上でございます。

○佐々木議長 それでは、ただいまのご説明について、委員のほうからご質問、ご意見がございましたらお願いします。

○野本委員 参考にお聞きしたいんですけども、議案第1019号、水路を挟んで市道と接している。これは水路も含んで市道ということなのか、あるいは水路は水路で、要するに通行の使用承諾みたいなのを得てということなのか。どんな具合なのか教えてください。

○佐々木議長 お願いします。

○小峰書記 水路につきましては、水路の占用許可を取りますので、水路占用という形で使用するという結果になります。

○佐々木議長 よろしいですか。ほかにございますか。

○関委員 済みません、同じところについてです。この建物の前以外のところも水路かなと思うんですが、そこは市道になっているようなんですが、この建物の前だけ水路になっているのはなぜですか。

○佐々木議長 お答えを願うことができますか。

○小峰書記 敷地の前は、市道として黄色に塗られていない水路がございまして、その部分が市道から外れている状況になってございます。ほかは図面上、黄色に塗られている市道の指定がございまして、この経緯は不明ですが、敷地の前だけがそういう状況で現在使用されているという状況でございまして。

○佐々木議長 よろしいですか。

ほかにございますか。よろしいでしょうか。

それでは、以上で質疑は終わりたいと思います。

以上で同意議案についての説明と、これについての質疑を終了いたします。

それでは、これより評議に移りますが、本日付議された同意議案につきまして、委員の間でさらに検討すべきことはございませうでしょうか。

(評 議)

○佐々木議長 それでは、同意議案についてお諮りをします。第11号議案から第12号議案、第1013号議案から第1019号議案、第2021号議案から第2026号議案、計15件の議案をご審議願いましたが、この15件の議案について、原案どおり同意することによろしいでしょうか。

(「異議なし」 の声あり)

○佐々木議長 それでは、同意をすることといたします。